

軽費老人ホーム ケアハウス

虹ヶ丘

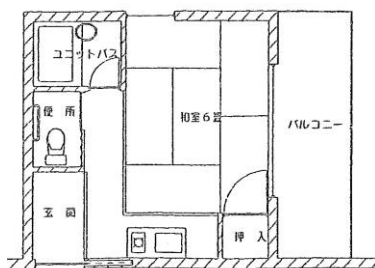


ケアハウスは、入居者の自主性を尊重しつつ、出来る限り自立した在宅生活を送る事を基本に安全管理や相談対応などによって日常生活への安心感を提供する、3食付の住所です。

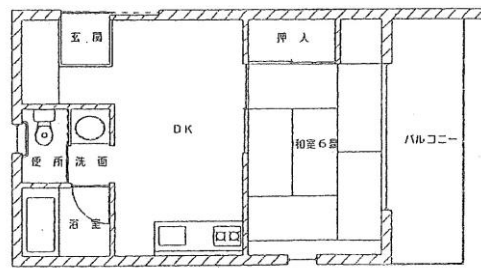
● 施設の概要

- ① 所在地 京都府与謝郡与謝野町字岩屋 600-3
- ② 定員 15名（個室13室、2人部屋1室）
- ③ 居室 6畳（京間）、キッチン（板間）、トイレ、風呂、エアコン。
- ④ 共用設備 洗濯室（コイン式）、談話室、食堂、ゲストルーム

居室の間取り



单身者用居室



二人用居室

● 入居できる方

60歳以上で自立して生活する事が可能である事。又は各種サービス（ホームヘルパー、デイサービス等）を利用することにより、自立した生活を送れる方。

（2人で入居する場合、どちらかが60歳以上であればよい。）

上記の方で次に該当する事が必要です

- 1. 身体機能の低下や家庭環境、住宅事情により、自宅において生活する事が困難な方。
- 2. 利用料を支払う事ができる方

● 施設が提供するサービス

- ① 食事の提供
(3食提供します)
- ② 健康相談・援助
(入居者健康管理のケアと維持増進への活動を援助します)
- ③ 各種相談・助言
(利用者の各種相談に応じ、適切な助言を行います)
- ④ 利用者の活動への協力
(入居者が自主的に趣味 教養娯楽 交流行事等を行う場合には必要に応じて協力します。)
- ⑤ 緊急時の対応



お申込み・お問合せ先

〒629-2314

京都府与謝郡与謝野町岩屋600-3

社会福祉法人 与謝郡福祉会

高齢者総合福祉施設 虹ヶ丘 0772-43-2011 (代)

ケアハウス 虹ヶ丘 0772-43-2275

ホームページ : nijigaoka@yofuku.or.jp

入居者募集について



募集期間

- ◆ 随時

入居できる人

- ◆ 所定の項目に該当する方。(パンフレット参照)

入居費用について

- ◆ 食費 月額 42,490 円 (11 月～3 月は冬期加算料 1,880 円が別に必要です)
- ◆ 居住費 25,000 円
- ◆ 利用料 本人の収入によって決めた額。(別表参照)
- ◆ その他 共益費、水道、ガス代、電話代、洗濯代(コイン式)など。

申し込みに必要なもの

- 1 入居申込書(所定のもの)
- 2 身元保証人届(所定のもの、別世帯の親族 2 名)
- 3 健康診断書(所定のもの)

申し込み方法

所定の入居申込書などは当施設、および与謝野町役場でお渡しします。又ご郵送ご希望の方は当施設までご連絡下さい。

申込書に必要書類を添えて当施設までお申込ください。(郵送可)

その他

入居については、申込書受付後に本人及び身元保証人との面談を行い決定します。

なお、面談の日程は申込書受付後に連絡します。

(別表)

利用料（利用料徴収額は、下表により求めた額とします）

	対象収入による階層区分	利用料徴収月額
1	1, 500, 000 円以下	10, 000 円
2	1, 500, 001 円 ~ 1, 600, 000 円	13, 000 円
3	1, 600, 001 円 ~ 1, 700, 000 円	16, 000 円
4	1, 700, 001 円 ~ 1, 800, 000 円	19, 000 円
5	1, 800, 001 円 ~ 1, 900, 000 円	22, 000 円
6	1, 900, 001 円 ~ 2, 000, 000 円	25, 000 円
7	2, 000, 001 円 ~ 2, 100, 000 円	30, 000 円
8	2, 100, 001 円 ~ 2, 200, 000 円	35, 000 円
9	2, 200, 001 円 ~ 2, 300, 000 円	40, 000 円
10	2, 300, 001 円 ~ 2, 400, 000 円	45, 000 円
11	2, 400, 001 円 ~ 2, 500, 000 円	50, 000 円
12	2, 500, 001 円 ~ 2, 600, 000 円	57, 000 円
13	2, 600, 001 円 ~ 2, 700, 000 円	64, 000 円
14	2, 700, 001 円 ~ 2, 800, 000 円	71, 000 円
15	2, 800, 001 円 ~ 2, 900, 000 円	78, 000 円
16	2, 900, 001 円 ~ 3, 000, 000 円	85, 000 円
17	3, 000, 000 円以上	89, 300 円

『対象収入』とは

本人の前年収入から前年の社会保険料、医療費、租税などの必要経費を控除した額をいう

$$\boxed{\text{前年収入分}} - \boxed{\text{前年分必要経費}} = \boxed{\text{対象収入}}$$

夫婦で入居する場合

夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の 1/2 をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が 150 万円以下に該当する場合の夫婦それぞれの利用料徴収額については、上記の額から 30%減額した額を本人の利用料徴収額（月額）とします。（この場合 100 円以下は切り捨てとします）

例) ♂収入 250 万円 必要経費 50 万円 ♀収入 100 万円 必要経費 50 万円
(250 万円-50 万円) + (100 万円-50 万円) ÷ 2 = 125 万円 (1 人の対象収入)
食費 (42,490 円×2 人) + 利用料 (10,000 円×2 人×70%) + 居住費 (25,000 円×2) = 148,980 円
(2 人の月額費用)